

昭和三十一年一月三十一日
第一回臨時全々議錄

昭和三十一年一月館山市議会第一回臨時会々議録

一、昭和三十一年二月二十二日午後二時館山市議会第一回臨時会々

館山市役所分館会議室に招集する。

一、出席議員数三十五名、その氏名左の如し。

一番 石井潔 二番 高橋文治

三番 山本昇 四番 田中忠藏

五番 萩生田七郎 六番 秋山万次

七番 山口房治 八番 田村喜兵衛

九番 田中禄郎 十番 佐久間篤政郎

二番 伊勢仙之助 三番 吉田勇治郎

三番 小沢恵太郎 四番 磯辺周雄

五番 大野清五郎 六番 鈴木孝

七番 安西政治 八番 小沢太助

九番 小谷無違 十番 鈴木市藏

二番 望月 暉作
三番 松本 藤太郎

三番 遠山 ヨネ子
四番 脇田 順一

二五番 石井 平次
六番 金木 久一

二七番 中村 良五
八番 嶋 貫壮作

二九番 小 茨 光義
三番 飯 田 義男

三番 可世木 芳藏
三番 後 藤 ゆき

三四番 黒川 佐太郎
三五番 福 岡 保徳

三六番 嶋 田 繁

一欠席議員数一名その代名左の如し

三〇番 山口 康

一本日の議事日程左の如し

日程才一 報告才一号 昭和三十一年度二月例月検査報告

日程才二 陳情書 (神戸地区砂鉄採掘反対)

日程才三 臨時出納検査立合議員の互選について

日程が四議案が一号起債議決の変更について

日程が五議案が二号固定資産評価審査委員会の天女

員の補欠選任について

一、議案番号二条より議長より説明のため出席を求められる
者次の通りである

市	長	田村	利男
助	役	小出	武男
総務	課長	完産	貴
秘書	課長	山谷	御祖
税務第一課	長	黒瀬	芳雄
商工水産課	長	吉田	耕一
厚生	課長	羽山	彦雄
並査	委員	南	成夫

一本議会の事務局長及び書記は次の通りである

事務局長

高梨清一

書記

太田博雄

同

真田幸男

一、本日の会議の事件は左の如し

報告第一号 昭和三十一年度一月別月検査報告

陳情書 神戸地区砂鉄採掘反対

臨時出納検査立會議員の互選に付て

議案第一号 起債議決の変更につて

議案第二号 固定資産評価審査委員会委員の

補欠選任に付て

開会 午後 三時十分

議長(石井潔君)本日の出席議員数三十五名これより昭和三十一年

第一回市議会臨時会を開会いたします。

議長(石井潔君)本臨時会の議案説明のため田村市長、小出助役、
完戸総務課長、山谷秘書課長、黒瀬税務第一課長、
羽山厚生課長、吉田商工水産課長、岡臨査査委員以上
の出席を求めそのを御報告いたします。

議長(石井潔君)会議録署名委員の決定を行います。
お諮り致します。従来の例により議長の指名により決定致
します。に御異議ありませんか。

異議 ないの声

議長(石井潔君)御異議なくと認めます。よろ

十八番議員小沢太助君、五番議員萩生田七郎君、

以上御両君に決定いたします。

議長(石井潔君)会期の決定を行います。

本臨時会の会期につきまして会議規則の定めるところに
より議会運営協議会の意見を求めましたところ、会期一向

と。り。と。で。あ。り。ま。す。

お諮り致します。会期を一日と定めますに所異議あり
ませんか。

異議なしの事

議長(石井繁君)所異議なしと認めますよろ。会期は一日と決定
されました。

議長(石井繁君)本日の議事はお手元に配布の日程表により上提
いたします。

日程第一 報告第一号を上程いたします。

書 記 朗 読

報告第一号 昭和三十一年度二月例月検査報告

総査委員(岡武夫君)一般会計の才入におきまして市税の
収入額は、二千七百七十三万五千三百三十九円でございますか。固定資産
税一千三百四万九千八百九十九円、消費税の十月分の百三十三万七千四百十円、電気が入

税八十八万八千内都市計画税百十四万等の重なるものがございます。
ました。

税外十八万五千五百七十三円でございます。の生並保護費
か多かつたうでございます。その他使用料寄附等でございます。その
他特別申上げることもございます。の表により仰了承願いた
いと思っております。

二六番(嶋貴壮作君)この今年度の調定額の内現年度分
か幾ら滞納を幾らそれに対する収入をお知りせ願いたいと
思っております。

監査委員(岡武天君)お答えします。

現年度分でございます。の調定額一億一千四百四十四
九千四百六十六円これに対して収入七千五百五十一万八千三十九
円それら滞納繰越分でございます。の九百八十一万四百六十四
円でございます。

議長(石井繁君)他に仰質疑ありませんか。

仰質疑ないと認めまして、日程中二の陳情書に移ります。

書 記 朗 読

陳情書 (神戸地区砂鉄採掘反対)

三番(飯田義男君)本陳情書の初、議員を代表して本陳情書に対する説明とお願いを致します。

精しくは本書にためてある通りであります。

皆様へ、納得と認識を得たいと思っております。

神戸は砂の地帯でありまして約三百年砂との戦いを経ており

ます。最近砂鉄が非常に重要な資源となりまして、業者から

砂鉄採掘を本願しているのをあります。村当時は村を上げて反対し

て来たのをあります。市に移すか、業者のひとと砂鉄を採

掘しようとしていたのであります。このように、神戸地区地主

は本問題に反対しているのをあります。最近反対期成同盟を作り

まして強硬に最後まで反対してゆこうという強固な熱意であり
ます。すでに掘らねている。南三原は大きな被害であります
業者は右の整備が無責任であります。その上是れ我々は心配して
いるのであります。農業委員会も全員一致反対の決論が出て
いるのであります。本議会におきましても慎重審議本問題を
取り上げて十分な処置をお願いしたいと思つたのであります。
市に合併になりましてからは、市長に節にお願いたつてあります。
市長(田村利男君)飯田議員の神戶地区の砂鉄問題につきましては
去年以来急速に反対陳情が出て来たのであります。私も同道
しまして県及び通産省に反対陳情のお支をしたわけでございます
か。その際県並に国としては、やはり国なら国なりに砂鉄の必要
性を説きましようであります。一かしなかり市長としましては神
戶地区民の一貫となつて反対しては上通産省にも申上げたのであり
ます。伊藤会長から市長のオトも陳情書が来てあります。

二番(伊勢仙之助君)出願者でございますかどういふ会社の出願して
 いるか、又場所はどこへんの資本金はどれくらいか、それらについ
 て市の知識を得てありますか知つてゐる範囲に説明願ふと思ふ、
 更に説明の中に県からの通告もあつたやうですが、それを御覽
 表願ふと思ふ、私は今日始めて聞かふやうな状態であり
 ます、その裏につて県から意見を求められたさういふ時
 に市当局は県なり国から要請があつた時は議會に御
 相談願ふたいことを付加えます。

二八番(嶋田貞世君)県から来た、西せ望書を讀上げたさうな
 と思ふ。

商工水産課長(吉田耕一君) (課長朗読)

これの果のり意見を求められたものでありまして、それに
 對して神戸公民館でさういふ意見を聞きまして、これは
 解答してあります。

二番（伊勢仙之助君）南こうとしましてたのは六月二十一日の二回目
時の説明の経過にはよりえられておりませんので文書
は取寄せるまでもありませんか。一回目三回目と変えた方向をもう
て出されたと思えます。それの説明して若くは結構です
商工水産課長（吉田新一君）六月二十一日の解答の概西を申し上げます
砂鉄採掘事業は国家的仕事を多分にもっております
関係は当市としましては努めてこれの實現を待望して
いるつもりです。かゝり地え関係市民の大
部分は祖先伝来の土地に強く愛着をもっております。数
度にわたり説明会等を開きました。たゞすが、賛成の関係
の部数民もおります。反対意見のものが多く今だ地え民の賛成
を得てないのであります。大石 寄りはこの事業の重要
性、この仕事に対して理解をもてるようです。事業に使用す
る水をこれを使用後に灌溉用水に供給して貰えたいん

魚山町議會
おわかりかという考方も持っておりますが事業施行者より用水施設もそうだとすればそうすると、そのことを申込れておきまして尚この大石附近はそういう関係で事情が止むを得ないように考えを持っておりますと、越え民は灌漑用水の関係で反対しているようでござりますか、灌漑用水の関係は使用後に残ることは土地関係経費の立証されれば解消されること考へますのを公害として取立て、こうだと、うと、是は考へられたいという程度の解答をいたしました。

三番(飯田義男君)その後でそれの向違ひであつたという、ことに、ついでに、簡單に説明して下さい。

商工水産課長(吉田耕一君)それの向違ひを、あると、いう、これは、使いませぬが十月一日に先程読上げましたように公害のあると提申いたしました。

三四番(里川佐太郎君)飯田義男の所説明で大体即了解

願えらと思ひますが私から補定的に申上げたいと思ひます
神産地区は一戸当りの耕作面積は約八反部に過ぎ
ません又耕作地は砂地である為非常に肥料を用する
又水田においては倍の肥料を用するのであります其の収入に
おきましても神産地区の農民はそう申しても失礼です其い
ゆる大部分が零細農家の域を脱し得たのではありません
か全戸にこれを打南するかと云う重大問題になつたのであ
りますか村当局並んに農業、肉係、理事者を中心になり
これの打南策を検討した結果、平砂補の関總、即ち耕地
面積の拡張を決定したのでありますかこの地区は関東一の
風の吹く地区でその労苦が一朝にして水泡に歸するのでありま
して果にお願ひしましたところ、幸、果、当、局、の、理、解、同、情、に、り
千四年より五個年計画で砂防林を造成、平砂補を用、總
し、よ、う、と、云、う、こ、と、に、な、り、し、よ、の、挙、に、つ、て、い、る、か、で、あ、り、ま、す。

海岸の砂鉄は極言すれば砂鉄あるが故に終當かなり立つ
 取られると砂山と同じになり神戸地区には由々しい向題であり
 ましてこれが許可になるとすれば挙げて猛烈なる社会
 向題を喚起する、これを思ふ時あるは市トどれだけ利益
 があるか分かりません。あの穩健な神戸農民をどんな思想に
 持込むか何としても市当局の筋に歎願しておられること
 とでも我々これを採託することは理不尽に致着すること
 ではないと思ひます。我々と同じく市民である神戸農民の
 為にも是非採託願いたしと思ひます。

商工水産課長（吉田耕一君）只今の第一向でござりますか。出願の面積
 は三万五千二百四アールにござります。

出願者に和田の笹子金吾さん場所は佐野、大石、藤原
 布羽、神余の一部他に官有地等につきましては、砂山
 局あるいは県の商工係等に聞きましたかその点についで

私達に教えることは出来ないう関係から今だ細かつ件
に付きましては分かりません。それから会社の状態でござい
ますか。資本金がいくらかという点に付きましてはまた調
査がはまり出ておりません。

二番(伊勢仙之助君)市の知ってるのは一社のみと了解してい
いますか。

商工水産課長(吉田耕一君)また市内に出願が三件ござります
がこの問題が解決しませんし又、市を經由しませんのを分
りません。左に申上げるとは平砂浦の海岸地域が二つ入る
ことと、笹子さんと競願にならざることでございませぬ。

西岬の伊戸、坂田、川名、彌崎、これを除く大体西神全
地域を同じ人が各個所に分けて出願しておりますか。面積等は
四面がありませんのではつきりした数字は申上げられません。

二番(伊勢仙之助君)大体分りました。たまたま道の解答の時地元の

意向が市当局として出たようです。かた三に於いて
 答の時相見ます。賛成である反対であるという、市当局とし
 て誠にう解答文を出してあります。我々議事会人としても一
 線を貫いてやろうと思つたと思つた。最初に賛成次に反
 対とろく不統一なところ、向題にはかりをなく、そのう
 向題を具に各場合は協議会なりお諮り願う一貫したもつて
 やまたいと思つた。私はここに希望を申し上げておきます。

二三番（松本藤太郎君）神奈川地区の砂鉄のことは誠に不勉強で今始
 めて知つたようなのでござります。か大体今までの説明で
 りなりました。か一かけ紹介議員にお尋ねしたいのでありま
 す。か出願者と地え民と話し合ひかどの程度持たれたか、
 それのら今この課長の解答説明の中に六月三十日解
 答の中に権概用水の条件をつけたというところ、ともありま
 す。か紹介議員に即説明願うたいと思つた。

三番（飯田義男君）の向題でござりますの出願者と地元の民の話しは私の記憶で一回その時は市長も同道で始は公民館でされることであつたのですか私はその時公民館に行つたのですか公民館には居なかつたのであります。

その晩は一杯飲めながら松岡でやつたそうでありまして、后で聞いたことでもありますかその席上で話しによつてはいふことを云つたさうでありますかその人は全然土地を持つて居らない地主でない人が賛成意見を云つてゐるわけです土地に關係のない人です。

三番（松本藤太郎君）砂鉄がかに国家的に又産業の面から云つても必要だといつてことは誰でも知るのでありますか地元の民の三百七名という反対署名がありこれだけの人が反対したら決心よく全員じゃないかと思われうでありますかましてお願した人の和田所の筆子金終氏で

あります、どの程度の経営状態心知りませんが、それ
にしても地元民がそれだけ反対しておりまして、市当局
としても三回の内このよりにも反対意志を市長か
県中央に出て困るといふことで一本釘を刺して来た上
り、このことでもありますので、我々議会としてもこの陳情を
しても採択してはならない、このように考えるのであります
三番（山本昇君）光程の負向の中で一寸お聞きしたいと思つますか、飯
田議員の発意、南三原地区許可された時条件があつたさう
です、その後条件が実現されなかったといふことであり
ますか、その条件に於て分りまゝなら、即説明願つたと思
つます。

商工水産課長（吉田耕一君）条件の問題でございますが、さ
う、この陳情書の中にもござつます、試掘採掘の場合
さう、被害があるといふ場合、只今の陳情書で即説明

申上げるならば身七で被害のあるのういけなさんたという
莫てございませぬか然らば国等てどうした被害を防ぐこと
かよ来るかどうか国あるは果におや農作物の被害を一つ
一つをソコく検討されるわけです例えは水の関係の困
るの水はこらうふうにしてやる又補償をしてやるというところが
条件にござるわけであります。

三番（飯田義男君）果の非常に奨励しているというところですが経
済部の奨励して農林部は反対しているという状況であります
て耕地の痛むとは折角三千万近い経費をやっても耕地を守
るというところも無駄にござるわけあります。

三番（山本昇君）この陳情書の内容につきましては非常に細かく
反対の実情が書かれてあります、これではなほと困るたろ
うというところもわかります、又今までの経過を南まましてもこ
れに賛意を表すものでありますか私は先程の昭和三十七年

当時南三原村自体の緊急村会を南三原に反対したにもか
わりずそのお頼みに対して許可はなされずそこで私は議会の
尊重するところの線におきましてこれには議会の適格に把
握しなすほどこれはいけぬんだという結論を出す為にはこの
問題につきましては特別委員会を作りこの委員会により
深く掘下げたうと思ふます。

三六番(嶋田繁志)兄今三番議員のう調査の為に委員会設置
のお話がありました私はその必要はないと思ふます。

とにひく一昨年六個村の合併により生彦都市という政
策が幾人でも来たのがありますか生彦地域を育成するとい
うことは強ておせ望んでたうなわけでありませぬかそれら
を考へても苦心惨怛と作られたものを又その苦しさをなめ
させることになりませぬ。尚公害も精しく書かれています
し地えん民も知っております。やそいふは男と女れんかと

査することには不可能であります。一地区を實驗して結論が出る
わけではないのであります。句論公會にして然り一部分の
申拓地の砂鉄を取らむとすう大したことはないと思ふす。
一米の重さのもみはその二十三倍に影響するの如くありす。
それを一角をやらすもそれをもそ実害なくと断言出来
ないぞう考えればこの研究たるも不可能であり砂鉄を取
つてけなければ分らないのであります。議會は調査出来な
いと思ふす。私も県にいまきました、地えん民の反対がある上
当分やりませんという確切たる解答を得て来たのであります。
尚その時に山奥はもうたろうとすう話がありす。たか確徹
の關係でそれは尚困ると話したのであります。神戸はなせ
ニも作をやらんのかというしと灌漑用水のなむに冬の同乾燥
させれば田植が出来ないというしとで納得したとすうわけ
であります。これは調査することは至難なことで今更取上

げて調査することは向合ひないのであります。神ニ農民の苦境を球うるに是非即採託願いたいと思ひます。

二八番(鳩貫社作忠)皆梯のろく、意見を聞きましてよく分ちて来たようは、気持がよいです。しのなめら、我々は議会のこの請願書を出された時、これを始末してゆかなければならぬのであります。ところが始末する段取りになると議会の権限とのやういふものに照つて処理されなければならぬのであります。それで請願書をたゞ議会で採託して貰えばよいの更に何かおれぬところの、おれぬところを置きたと思ひます。

二八番(小沢太助君)只今二八番議会の採託して員の発言されたことに自分もやゝ同感であります。それは大体の理由はこの陳情書で良く分ちてあります。結局認可になるのならば、通産大臣のゆるい判を押して決裁するの、ないか、にかつておるの、でありますか。幸にして地え、代表の通産大臣でありますか。

の問題にまますぐ逢われて又意見も聞かせる苦慮であります。
従つてこの陳情書に對しまして市及び市議會の反對の意志を
一本にまとめることが目的であり私は本陳情書の反對の意志とは
有りしつた方が良いと考へます。

二八番(嶋母貞杜作君)付加えるなり神々の人達もなくせん居ら
れる従つて議會のなで單に普通の市議會で行なわれよう
に始末するといつては物足りぬ感情を抱くがうと思ひ
います。そのを何等言及しておりません。予めさういふ
ふうにしてはいいまいと思ひ、これを聞かされた方の陳情書
を始末するに都合が良しと思ひからであります。

三三番(飯田義男君)地元としては本陳情書を對しましてはやはり
議會の全面的協力を願つた、反對に積極的反対意志の表示を
して貰つたといふことでもあります。尚先程の通産大臣云々
ではございません。地元の水田さんに逢ひまして本問題を地元

と反対ならば絶対許可ないという言質をもうありますので
即参考まで申し上げます。

二番(鈴木市蔵君)の陳情書に對しまして今まで検討して長く
介してあります。その許可をたえまといつて問題ですが三番議員
の議では他町村にありて全部の議員が反対決議したものがこれ
翻う許可になったといふことを聞きました。かゝる場合といつて
尤も研究されてあるかどうかの今一つ許可になる場合、市中で
副申をつけると思ひます。かゝる場合、市の強断をやさしいものが一
つお尋ねいたします。

二番(鈴木孝君)先程の御伺ひした南三原、江地元の議、会を
対したにもかゝり、必ず許可されたといふことは、当然でそれ
に反した副申を以て許可されないとはいへない。さういふ
は、~~研究~~研究されたかどうかが、その点大に
つきか伺ひいたします。

商工水産課長若田耕一君に答之致します。

最初の南三原の議会の反対決議してその旨に許可の来た

とどう英に於て細い調査は致してございせん、しこの南三原

の議案は扶能は地元の反対もアとして議案もやつたので

あります。が結局許可にならば従ふまゝしてその先例を以

てこれを簡單に反対といふことでもなく正し理由とソウものを

以て反対なくやなうたいと考へております。従つて私

達も反対陳情をあるよりもむしろ本當にいけなうとするな

らば先程申し上げました豊後業法十五条の禁止区域にもろ

ゆくとソウ考へる方もありますので要内的立場にある国県

の意見を現在南に研究してあります。

さ番へ鈴木市蔵君にこの陳情書はいろいろ変つた陳情書で

あり重大問題と思ひます。議会の絶対反対をと許可になる
これは議会の類に玩をぬられることになるんです。おとこま

でも館山市として反対するかの点についてお伺いします。
商工生産課長(吉田耕一君)御質問の中で落ちた問題ですが市の許可
する云々の問題ですが市は出願の受理はしない従って許可も
しないわけでありませう。国の方に出されますので国は府県
官庁に意見を申し、県は市町村に意見を求めるのであり
ます。従って市長は求められた後入札の問題に対してい
悪いという点をどう解答するに過ぎません。その結果どう
いう検討して許可あるいは不許可にするのがあります。

議長(石井潔君)休憩いたします。午後三時五十分

再一南 午後四時十分

三二番(飯田義男君)先程の私の発言に対しまして一部足りぬ所
かごさいましたので補足いたします。

三八番議員の質問の本問題に対しては議会で
取上げ下さいますして地元として強硬に法第十五条の禁

止区域にもうそゆくまで反対して貰ったかと考えております。

市長(田村利男君)市としては一ましては再三申し上げる通り
反対陳情を致してありますので今後も尚強けまして
県並んに通産省に参ります。地元の直接の利害関係
者の意向を嚴重に申込れ尚通産省の意見も聞かす末
ていさようなわけを言います。

六番(嶋貫杜作君)市長は禁止区域の接込にふつ言及
しなかつたのでいふよりますか。その上突につて言及して欲しい
と思います。

市長(田村利男君)禁止区域という問題は非常におおす
かしい問題と思ひます。私自身勉強してありませんがこれ
を決定する場合直ちに設定するの、良く合はるてありません
ので研究したいの、と思ひます。

三六番(嶋田繁君)調査権限とあります。か調査研究は政

府がやるべきものと思ひますかこの地元民が困る被害の現象をみてこれに長引かせることは議会として取るべきことではないと思ひます。熱心にか強くお願ひしてそこに調査研究にかけるべきものだと思ひます。従つてこの陳情書はこの地元民を苦しめるの非願を受入れ市長が之を全力を上げてやることへの取るべき道と思ひます。これを採託してやるつもりです。

議長(石井繁志)本陳情書に关しましては大体論議は盡されたように存じます。従つて本陳情書を採託するに即異議と存しませんか。

異議なしの声

議長(石井繁志)即異議ないと認めます。よろ採託されまして陳情書は市長の手元に送付いたしますのでよろしく即承知願ひたいと思ひます。

二番(嶋貞杜作君)この陳情書を送付する場合決議書を

添えて貰いたいと思ひます。

議長(石井潔君)それでは尚お諮りいたします

只今の二十八番議員の御意見でございますが市会の議決書
あるいは市会の意見書を作製したさなければならぬと思
いますのこの処置はいかゞ致しませうか。

二五番(石井平次君)鳩山議員の決議書をのびさせていただきますがこれは
採決する以上はやはり決議文をこしらえてはつきり反
対することが妥当と思ひます。

議長(石井潔君)尚お諮りいたします。

決議書は発言議員のみ御提出いたゞくことか道と思ひますが
その作製文案に拘りましては委員を作してゐるでつてその委員
により文案を作製するといふ方法を取るのがかと思ひ
ますが各位の御意見を伺ひます。

二五番(石井潔君)先ず定員を定めて議長の名を付してゐるで

たいと考えます。

議長(石井潔君) 定員を求めて貰いたいと思ひますが幾人位いたしまし
しよろうか。

五名と呼ぶ者あり

議長(石井潔君) 五名の声がありますか五名で仰異議ありませんか。

異議なしの声

議長(石井潔君) 仰異議なしと認めます。

又この決議書でござりますか提案先をいすれにいたしますか。

例えは県ありは通産省との提案先をこの際當務の仰意見
を伺そ置きたいと思ひます。

三番(嶋母貞社作君) 提案先をいすれのと申ひます。市長

に陳情にお本になる時に持て行そつたければ結構と考へ
ております。

議長(石井潔君) 分りました。

それでは五名の委員は議長一任の事でありまして、その御異議
ありませんか。

異議 ありません

議長(石井潔君)それでは委員を議長から申上げます。

嶋貫議員、飯田議員、石井平次議員、嶋田議

員、山本議員、以上五名の事と起草をお願いいたします。

議長(石井潔君)暫く休憩いたします。

午後四時三十五分

再開いたしました。午後四時四十四分

議長(石井潔君)起草委員の代表嶋貫議員の発言を

求めます。

二八番(嶋貫社作君)起草委員長を押し付けられましたので

起草一文を読上げます。

意見書 館山市議会は本市神三ノ地区砂鉄採

振にんは種々公會あると認めえに反対するものである。

右意見書を提出する。昭和三十三年一月二十三日、龍山一市

議会以上であります。

議長(石井潔君)以上只今、島母員議員より発表された意見書に対し、即異議ありませんか。

異議なしの声

議長(石井潔君)それでは即異議ないと認めます。

それではその意見書は直ちに市長に送付いたします。

就その日程才三品時出納検査立合議員の互選を上程

程としますか。お手えに配布の申合せ通りにより

決定するに即異議ありませんか。

異議なしの声

議長(石井潔君)即異議ないと認めますよろしく議長副議

長監査委員、それに今までも立合議員に訂される方

以外の事であることを抽せんにより行います。抽せん構の先
端に黒く塗るものをつらうかゝるせん者となります。

(抽せん)

議長(石井潔君)只今の抽せんの結果を申し上げます。

五番議員、秋生田七郎君、七番議員、山口房和君

六番議員、嶋貫杜作君、三四番議員、黒川作太郎君

以上の通り昭和三十三年三月行われる臨時去納検査
並会の議員に決定されます。

就その程を四議案一号を上程いたします。

書記朗読

議案一号 起債議決の変更について

議長(石井潔君)説明省略承認するに即異議ありませんの。

異議なしの声

議長(石井潔君)即異議なしと認めますよ。本案は決定

いたしますし、

議案第5議案第2号を上程いたします。

書 読 朗 読

議案第2号 固定資産評価審査委員会の委員の補充

選任について

市長(田村利男君)固定資産評価委員の大西氏が教育委員会長に
なりまします。その直後は補充しなければならぬかとの
であります。市長の意見を、君所が在と云います。社
の評価の良くなる旧由良村地区から一人入れたい意向
を取入れます。そのような人を選任したいと思つて
おります。

異議なしの事

議長(石井素君)即異議ないと認めます。よろしく本案は

承認されます。

以上を以て示して告げられたる議案を議了いたしました。
これを以て南会いたします。長時間御苦労さまでした。

時に 午後 五時 五十三分

右会議の次を録しここに署名する

昭和三十一年一月二十日

館山市議會議長

議員

同

